

8 変更届出事項及び提出書類等一覧表

提出書類は、①の閲覧用と②の非閲覧用を分けてつづり、それぞれ3部(通常、合計6部)を提出してください。③の確認資料はつづらず1部だけ提示してください(確認のみで提出不要)。

[illegible]

注1) △*1: 特定建設業許可業者において、1級の資格者等ではなく、指導監督の実務経験を有する者が特定営業所技術者になる場合に必要。

注2) △*2: 営業所技術者等を削除する場合で交替する者がいる場合は様式第8号・資格証明書・社会保険が、交替する者がいない場合は第22号の3が必要。

注3) △*3: 変更があった場合のみ必要。

注4) △*4: 資本金の額が1億円超、又は負債の部の合計額が200億円以上の法人についてのみ必要。

注5) △*5: 婚姻等により氏名変更された場合に必要。

注6) △*6:登記事項となっている場合のみ必要。

注7) *7について、建設国保加入者の確認書類は、手引P42又はP56を参照してください。

なお、75歳以上の方等の後期高齢者に該当する方は、社会保険に替えて後期高齢者医療資格確認書又はマイナンバーカード、

これらに加えて賃金台帳、源泉徴収票、常勤していること等の申立書が必要です(手引p.73参照)。

表紙（変更届出用）※「非閲覧」に○をする	常勤役員等の略歴書	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	7号別紙	7号の2別紙1	7号の2別紙2	営業所技術者等証明書（新規・変更）	資格経験証明書	実務経験証明書	指導監督の実務経験証明書	許可申請者の住所、生年月日等に關する調書	建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書	株主（出資者）調書	届出書 （経営・営業所技術者等の削除等）	商業登記事項証明書の履歴事項全部証明書に限る）	事業税納付済額証明書（知事認可業者の場合）	又は医師の診断書	登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）※岡山法地方務局で取得（郵送なら東京法務局）※本籍地又は医師の診断書	身分証明書（成年被後見人・被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書）※本籍地の市町村役場で取得	商業支配人登記事項証明書	健康保険及び厚生年金保険分の明書の写し・雇用保険分の労働保険概算・確定保険料申告書の控え＋「領収書」の写し	領収書又は納入証
—	7号	7号の2		7号別紙	7号の2別紙1	7号の2別紙2	8号	9号	10号	12号	13号	14号	22号3									
修正																						
修正							様式変更							様式変更								
○															○							
○															△*6							
○															△*6							
○							○	○	△*1		○				△*6		○		○			○
○														○	△*6							○
○							○	○	△*1													
○							△*2	△*2						△*2								
○												○		○								
○											○	△*9		△*6		△*10		△*10				
○												△*9		△*6								
○											○	△*9		△*6								
○												△*9		△*6								
○												△*9		△*6								
				△*14						△*14												
○											○						○		○	○		
○											○						○		○			
○	いずれか該当するものを提出			△*11																		
○																						○
○							○	○														
○							○	○	△*1													
○																○						
○																○						
○																						
○														○								
○							△*2	△*2						△*2								

注8） *8については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を有する出資者のメンバーにも増減があった場合には、役員等の変更届の提出も併せて必要です。

注9) △*9:株主、出資者に変更があった場合のみ必要。

注10) △*10: 追加になる役員(取締役、理事等)分のみ必要。株主、出資者、相談役、顧問のみに該当する場合は不要。

注11) △*11:第7号を提出する場合は第7号別紙を、第7号の2を提出する場合は第7号の2別紙1及び別紙2を提出。

注12) △*12:従業員数の変更があった場合のみ必要。

注13) △*13:2人代表の場合など、いずれの役員も役職名に変更がない場合は添付不要。

注14) △*14:本人が経營業務管理責任者の場合は様式第7号別紙、支配人を置いている場合は様式第12号を提出。

③確認資料			提出期限		
戸籍抄本（謄本）	社会保険の確認資料（健康保険被保険者証） 有効期限内のもの又は直近厚生年金標準報酬決定 通知書の写し *7		二 週 間 以 内	三 十 日 以 内	四 か 月 以 内
				○	
				○	
				○	
		○		○	
	○		○		
	○		○		
	△*2		○		
				○	
				○	
				○	
△*5				○	
				○	
				○	
○				○	
△*5				○	
△*5			○		
△*5	○		○		
			○		
△*5	○		○		
△*5	○		○		
					○
					○
			○		
				○	
	△*2		○		